

VI 地域を束ねる祭り

本市の各地域に鎮座する神社では、その由緒に基づく特色のある祭事や、全ての神社で行う祭礼のほかに年間の諸祭事が行われています。これらには古くからの精神や仕方が今日まで受け継がれているものや、時代の流れにより、期日や参加対象、形式等を変えながらも継承が図られているものがあり、地域の結束の拠り所となっています。

◆地域神社での祭り

祭礼はそれぞれの神社にとって年間の祭事の中で最大の祭りです。4月中旬から5月上旬の春祭り、9月中旬から10月上旬の秋祭りが多いですが、夏に行われているところもあります。いくつかをみると、5月には、獅子頭をつけた屋台が通り囃子に合わせて集落を練り回る、洗馬槻井泉神社の祭礼や、神官が煮えたぎる熱湯を神に捧げたり、氏子に振りかけたりするしぐさで優雅に舞い御霊を清める、片丘南内田の大宮八幡宮の湯立ての舞などが行われます。7月の第2土・日曜日には阿禮神社の祭礼が行われ、7つの地区から出された舞台が区内を回り、日曜日の本祭りの夜には神をよりつかせた壮大な舞台が阿禮神社に向かいます。8月の奈良井鎮神社の祭礼では、通囃子を先頭に屋台や神輿、御道具等の行列が奈良井宿の町並みを練り歩きます。9月に行われる宗賀の洗馬神明宮の神樂は、雄と雌の2つの獅子が氏子の家へ太鼓や笛や神樂歌でそれぞれに舞い込みます。このほか市内の各神社で様々な祭礼が行われています。

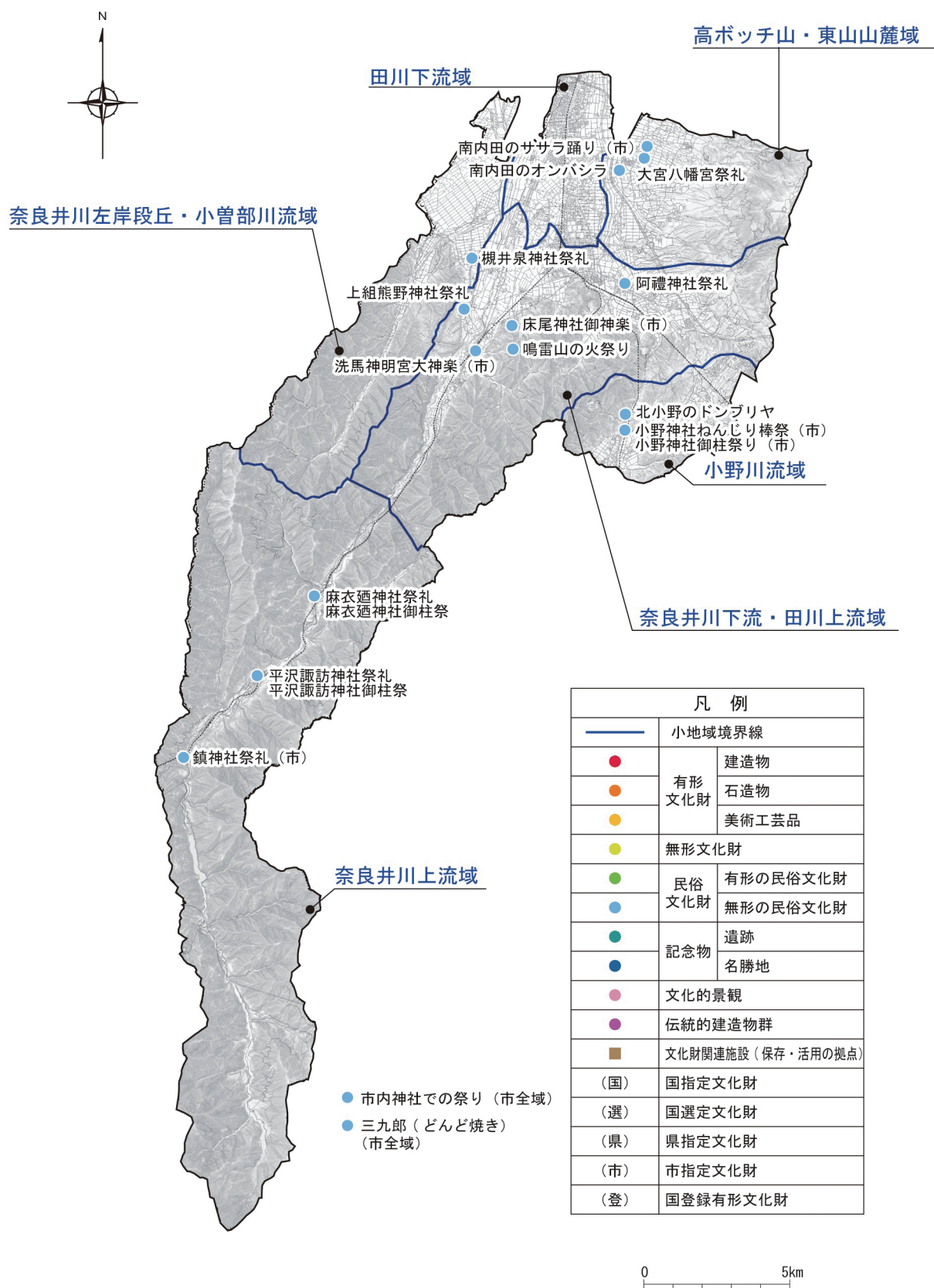
これら祭礼のほかにも、一部の神社には特殊な祭事がいくつかあります。1月の小野神社では、氏子の若者が、長さ1.2m、太さ一握り程の樹皮を付けた生の堅木の先の細い方を四面に削って尖らせた「ねんじり棒」を奪い合いながら住んでいる区に引き込む、ねんじり棒祭りが行われます。8月に行われる鳴雷山の火祭りは、宗賀床尾の鳴雷神社に伝わる宵祭り行事で、住民がたいまつで火の虫送りをしたり、鳴雷山頂を目指して登り、虫の魂をよりつけて山頂へ送り込んだりします。

◆御柱祭り

諏訪大社をはじめ、全国の諏訪神社や関連神社で行われる御柱祭りは、北小野の小野神社、贅川の麻衣廼神社、木曾平沢の諏訪神社などでも数えて七年に一度行われています。各神社で若干の違いはありますが、祭りの前年に御柱にする木を選ぶ見立てから始まり、それを伐採する斧入れ、木を山から運ぶ山出し、運んだ御柱の木の皮を剥いたり、枝や節を落としたりする化粧直し、御柱を集落内から神社まで運ぶ里曳き、御柱を神社に建てる建て御柱といった過程で行われます。

◆地域に伝わる行事

それぞれの神社での祭りのほかに、地域に伝わる行事があります。片丘南内田で行われるオンバシラは、1月の小正月に山から迎えられた柱に、御幣・稲花等を付け、道祖神近くに建てる行事です。盆の時期には、竹を束ねて作成した「ささら」を使いながら踊る南内田のササラ踊りや、麦わらを傘状に束ね縄を付けてつくったたいまつに点火して先祖の霊をよりつけ、勢いよく振り回しながら山から駆け下りる北小野古町のドンブリヤなどがあります。このほか、正月飾りの松を藁などの燃え草と一緒に集め、山から切り出した木に巻き付け、小屋のようなものをつくり、火をつけて燃やす三九郎も市内各地で行われています。



構成要素の分布

構成要素一覧

区域	種別等		構成要素
奈良井川上流域（檜川周辺）	民俗	無形の民俗文化財	鎮神社祭礼（市）、平沢諏訪神社祭礼、平沢諏訪神社御柱祭、麻衣廻神社祭礼、麻衣廻神社御柱祭
奈良井川下流・田川上流域（宗賀・大門・塩尻東周辺）	民俗	無形の民俗文化財	床尾神社御神楽（市）、洗馬神明宮大神楽（市）、阿禮神社祭礼、鳴雷山の火祭り
高ボッチ山・東山山麓域（片丘周辺）	民俗	無形の民俗文化財	南内田のササラ踊り（市）、南内田のオンバシラ、大宮八幡宮祭礼
奈良井川左岸段丘・小曾部川流域（洗馬周辺）	民俗	無形の民俗文化財	槻井泉神社祭礼、上組熊野神社祭礼
小野川流域（北小野周辺）	民俗	無形の民俗文化財	小野神社ねんじり棒祭（市）、小野神社御柱祭り（市）、北小野のドンブリヤ
全域	民俗	無形の民俗文化財	市内神社での祭り、三九郎（どんど焼き）

※凡例 国：国指定文化財 選：国選定文化財 県：県指定文化財 市：市指定文化財 登：国登録有形文化財

主な構成要素



鎮神社祭礼



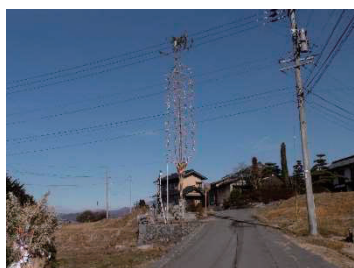
平沢諏訪神社御柱祭



麻衣廻神社祭礼



床尾神社御神楽



南内田のオンバシラ



槻井泉神社祭礼



小野神社ねんじり棒祭



北小野のドンブリヤ



三九郎

「地域を束ねる祭り」における課題・方針・措置

(1) 課題

各地域の神社等において、先人たちから受け継いだ祭り・伝統行事が行われています。しかし、生活様式や社会環境の変化、担い手の高齢化などに伴う後継者の減少により、祭りを継承し、執り行うことが困難となっており、祭りそのものが消滅する恐れがある状況になっています。祭りを継承していくために、現状を把握し、記録保存に努める必要があります。

また、情報発信や郷土学習によって地域のお祭りの周知を図り、市民が地元のお祭りを大切に思う気持ちを育む必要があります。

祭りの維持・継承に係る事業への補助や助成を行い、活動を支援していく必要があります。

(2) 方針

- ・市域の祭りに関する調査を行い、現状把握や記録保存に努めます。
- ・情報発信や学校教育により、地域の祭りの周知を図ります。
- ・祭りの維持・継承への取組みを進めます。
- ・祭りの維持・継承に係る事業への補助や助成を行い、活動を支援します。

(3) 措置 (※No. の1列目は通し番号、2列目は関連する第4章4節の措置番号、枝番は掲載回数を示す。)

No.	措置の名称 内容	実施主体			実施期間			財源
		地	所	市	前期	中期	後期	
①	1-1 文化財把握調査の実施 未指定の無形の民俗文化財（阿禮神社、三九郎など）の把握調査や画像等による記録作成を行う。	○	○	◎		→		市
②	2-1 現況調査の実施 既指定の無形民俗文化財（鎮神社祭礼、床尾神社御神楽、洗馬神明宮大神楽など）の現況調査を行う。			◎	→			市
③	24-4 多様な媒体を用いた情報発信 市HPや観光情報サイト、SNS、広報紙等で、塩尻の祭り・伝統行事に関する情報発信をする。	◎	◎	◎		→		市
④	34-4 学校における郷土学習の実施 市内小中学校において地域の祭り・伝統行事を学ぶ授業を実施する。	◎		○	→	→	→	市
⑤	39 再掲 地域のお祭りの後継者育成 伝承者から後継者への催しもの等の指導を行い、育成を図る。	◎	◎		→	→	→	その他
⑥	48-2 指定等文化財の所有者、団体への補助金の交付 無形民俗文化財の担い手となる地区や団体に対して補助金の交付や、市以外の団体が実施している補助・助成についての周知を行う。			◎	→	→	→	市 その他